

「滋賀県いじめ防止基本方針(素案)」に対して提出された意見・情報と  
それらに対する県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

平成26年(2014年)2月4日(火)から3月3日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県いじめ防止基本方針(素案)」についての意見・情報の募集を行った結果、7名の方から、23件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する滋賀県の考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	3
2 組織の設置	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のために県が実施する施策	3
2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援	
3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策	1
4 重大事態への対処	4
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 施策の点検評価	
2 基本方針の見直し	
3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表	
4 財政上の措置等	
(その他)	11
合計	23件

### 3 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する県の考え方
<b>はじめに</b>				
1	1	本文	「いじめは人権侵害である」ことを明言してほしい。子どもの権利条約に基づき、「教育を受ける権利を著しく侵害」は狭い見解である。	御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、 <u>広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの</u> です。」
<b>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</b>				
1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方				
2	2	本文	「児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していく」という表現について、いじめ問題の当事者が児童生徒だけのような印象を受ける。本来、当事者は、児童生徒、教師、学校、社会全体であり、そのことが伝わるような表現に変更してもらいたい。	いじめ問題は、御意見にありますように、学校を含めた社会全体の課題であると考えております。そのため、その解決には、学校、地域、家庭等が一体となって取組を進める必要があることをP1の「はじめに」やP2の「1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方」において示したところです。御意見の箇所につきましては、子どもの最善の利益を実現するためには、教員が児童生徒を一人の人格として尊重して関わり、本来児童生徒自身が持っている解決したいという気持ちを応援し、児童生徒の持っている力を引き出し、自ら解決する力を育むための支援を行うことが重要との考え方から、こうした表現としたところであり、現行のとおりとします。
3	2(1)	いじめの防止	「自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう」とあるが、「自分と他者をともに大切にする」という表現でよいと思う。人権だけでなく、自分と他者の生命、身体なども対象であるはずだと思う。	いじめの防止のためには、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解するなど、人権教育が重要と考えており、御意見の箇所につきましては、人権教育について述べたものであることから、現行のとおりとします。ただ、御意見にありますように、人権だけでなく、自分と他者の生命や身体などを大切にすることも重要であることから、P1の「はじめに」において、いじめが「いじめを受けた児童生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」であることや、P5の「県立学校におけるいじめの防止」において、道徳教育や体験活動等の充実を図り、豊かな心、生命や自然を大切にすることを示したところです。
4	2(1)	いじめの防止	「自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう」とあるが、「実践的な態度を身につけられるよう」とは、何を言っているのか。何をしようとしているのか。	「実践的な態度」とは、いじめをしない態度や周りにいじめがあった場合には見て見ぬふりをせず、その行為をやめさせる態度であり、こうした態度を身につけることで、いじめの防止を図りたいと考えております。

番号	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する県の考え方
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</b>			
1 いじめの防止等のために県が実施する施策			
5	5 (1) 県立学校における いじめの防止	いじめの防止をいうのに、教員・学校関係者等による体罰やパワーハラスメントの防止をいうことがないのか。  体罰やパワーハラスメントについて、明確で、かつ、教職員や教育委員会など学校関係者以外で組織した窓口の設置とその周知を急ぐべきだと思う。また、児童生徒や保護者から申立てがあったときは調査に当たる等、いじめ同様の扱いを願う。	いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき策定するものです。法では、第2条第1項において、いじめを、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）」であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義していることから、この基本方針では、体罰やパワーハラスメントの問題は含まれないこととします。  なお、体罰については、各県立学校では体罰防止対策委員会を設置し、当該委員会が窓口となり、体罰事案（体罰の疑いのあるものを含む）に対し、事実確認をはじめとして迅速に対応し、児童生徒のために最善の対応を図っております。
6	6 (4) いじめの防止等の ための対策に従事 する人材の確保お よび資質の向上	教員の心の動きや子どもの声を聴こうとする姿勢で、子ども達の心の発達は大きく違ってくる。  人がいればよいでも、専門家との連携ができればよいのでもなく、教員自身の子どもの気持ちを受け止める仲間、組織の確立が保障されるべきではないか。  技術ではなく、子どもから学ぶ姿勢が大事である。	いじめの防止等のためには、教員が児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の置かれている状況を理解しながら、その思いを聞き出すように関わることが重要と考えております。このため、素案では、対策の基本的な考え方として、「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指すことを掲げました。  (P2)  この考え方の下、全ての県立学校において、教員が一丸となって取り組む組織として、「いじめ対策委員会」を常設し、いじめの防止等に取り組んでまいります。
7	6 (4) いじめの防止等の ための対策に従事 する人材の確保お よび資質の向上	いじめから不登校や引きこもりに発展させないためにも、学校に常勤で経験のあるカウンセラーを入れてください。小学校、中学校、高校に必要に思う。	教育相談の充実等を図るために、現在、すべての公立中学校と県立高校にスクールカウンセラーを配置しているところです（平成25年度は、1校あたり月1.5～5回程度の配置）。また、公立小学校については、必要に応じ、派遣できるようにしているところです。  具体的な配置計画は毎年度検討することとしており、今後も、国に対して財政支援の要望を行いながら、引き続き、その充実に努めてまいりたいと考えています。  また、私立学校に対しては、スクールカウンセラーを配置している場合は経常費に対する補助金を優先的に配分することにより、その配置を促進することとしています。

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する県の考え方
<b>3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策</b>				
8	9	○いじめ対策委員会の構成員	案にある構成員に加えて、PTA役員（会長や副会長などの幹部が望ましい）や被害生徒の保護者等が推薦する者、地域からの公募や自治会から選ばれた者も含めるべきだと思う。	いじめ対策委員会は、児童生徒の問題行動などに関する情報の収集や個別のいじめ事案への対処を行うことを役割としていることから、構成員については、現行のとおりとします。 しかしながら、学校におけるいじめの防止等の取組の計画作成やその検証等に当たっては、PTAや学校評議員等、広く保護者や地域の方々の御意見をお聴きするようにしたいと考えております。
<b>4 重大事態への対処</b>				
9	9	(1) ①重大事態の意味	児童生徒の将来や進路に重大な影響を及ぼす可能性がある場合や、児童生徒に多大な精神的苦痛を生じさせる場合も重大事態とみなしてほしい。	重大事態については、P10に示しておりますように、児童生徒や保護者がいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとしています。
10	10	(1) ②重大事態の報告	県立学校における重大事態発生の報告については、教育委員会経由ではなく、知事に直接報告すべきである。また、学校だけでなく、個々の教職員や保護者、地域住民も知事あるいは知事部局に直接報告するようにする必要があると思う。	県立学校で重大事態が発生した場合の報告については、いじめ防止対策推進法第30条第1項において、学校は、県教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を知事に報告しなければならないとされており、現行のとおりとします。
11	10	(1) ③調査の主体	いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、知事部局に設置される組織以外に、適切な専門家で構成する組織を設置して調査を行う必要があると思う。	重大事態の調査については、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教育委員会および知事のもとに設置する附属機関において、専門的な知識および経験を有する第三者の参加を図り実施することにより、調査の公平性・中立性の確保が図られるものと考えており、現行のとおりとします。
12	11	(1) ⑦調査結果の報告	調査結果については、調査主体から直接知事に報告する必要があると思う。 学校において調査が行われた場合、県教育委員会にも報告すべきであるというのなら、知事と県教育委員会に同時に同じものを報告すべきであると思う。	県立学校において調査が行われた場合、調査結果については、設置者である県教育委員会に報告することとし、知事に対しては、県教育委員会から同じものを報告することとします。

番号	頁	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する県の考え方
(その他)				
13			教職員や学校、教育委員会などの学校関係者が同巣集団への過剰同調と異質排除の傾向があると強く感じる。学校現場を学校関係者が考える以上に広くオープンにして、子どもも関係する大人もコミュニケーションを活発にする必要があると思う。	いじめへの対応は、子どもや保護者等との緊密な連携や話し合いが大切であると考えております。 このため、P 2 の「いじめの早期発見」において、日頃から保護者との情報共有を緊密にすることをはじめ、P 3 の「いじめへの対処」やP 1 1 の「いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報を適切に提供する責任」では、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に説明を行うことを示したところです。
14			いじめは大人の社会にもあり、その影響を子どもが受ける場合もある。教員がストレスを溜めないようにして、気持ちよく子どもと向き合えるように、教員の悩みをカウンセラーに聞いてもらえるようにしてください。	現在、県教育委員会では、教員（県立学校）のメンタルヘルス対策として、精神科医や心理カウンセラーによる相談窓口を設け対応しているところであります、今後も、教員がゆとりを持って子どもと向き合えるよう、対策の充実に取り組んでまいります。
15			見えにくいいじめを正しく認知し、対処していくためには、いじめを数字で視覚化する必要があるのではないか。 例えば、暴行や恐喝の頻度・期間、加害者の数、背景、被害者の身体症状の出現等を数値化し、一定の点数以上は重大と認め対応する必要があるのではないか。	個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが重要と考えております。 また、重大事態については、P 1 0 に示しておりますように、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとしています。
16			学校による事実の隠ぺいを防ぎ、また、被害者の孤立化を防ぐため、学校は、月単位でいじめの件数や内容をできる範囲で公表すべきではないか。これにより、大勢の目で見守る体制を作ることが重要と考える。	いじめ対策は、学校、地域、家庭等が一体となって進めていく必要があります。 このためには、学校は、家庭や地域等に対し、学校の状況等の情報を提供していくことが重要と考えており、御意見については、今後、取組を検討していくうえでの参考とさせていただきます。
17			いじめの調査にあたり、加害者と被害者の言い分に相違点がある場合、学校は強固に訴える保護者を優先しがちになることから、両者間で面談の回数や聴き取り時間を平等にし、不均衡な判断を予防する必要がある。	いじめへの対処に当たっては、学校は、いじめを受けた児童生徒から、その立場に立って受容的に事実関係を聴き取るとともに、いじめを行った児童生徒からも事実関係を聴き取り、双方の保護者の理解と協力のもと、連携を図りながら適切に対応するよう努めてまいります。
18			被害者への調査は、複数の教員で行う等、一人に任せず全体で取り組む体制が必要である。複数での聴き取りの場合は、被害者も訴えやすく、教員の負担も分散されるのではと思う。 また、規模の大きな学校は教頭を二人にする等してはどうか。役職の中には必ず女性がいることが望ましい。母の立場でもある教員の意見は他とは違うからである。	いじめへの対応は、教員が一人で抱え込むことなく、管理職を中心に、担任や学年主任、養護教諭などが連携して対応することが重要です。 このため、素案では、全ての県立学校で「いじめ対策委員会」を常設することとし、この委員会を中心に組織的に対応するために、その役割を示したところです。（P 8～9）

番号	項目	意見・情報の概要	意見・情報に対する県の考え方
19		児童へのいじめに関する教育の工夫として、ロールプレイング等のような身体を動かしながら体験できる教育を義務付け、相手の気持ちに気づく心を育んでいかないか。	いじめを未然に防ぐためには、相手の気持ちに気づく心を育んでいくことが大切であると考えています。 御意見については、いじめの防止のための具体的な方策の一つとして、今後、取組を検討していくうえでの参考とさせていただきます。
20		シチズンシップ教育を実施してほしい。	市民性を育む教育（シチズンシップ教育）は、いじめの未然防止を進めるうえでの方策の一つであると考えます。 この観点から、P2では「豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む」こと、さらに「あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努める」こと等を示したところです。 市民性を育む教育（シチズンシップ教育）については、いじめの防止のための具体的な方策の一つとして、今後、取組を検討していくうえでの参考とさせていただきます。
21		素案にある対策は、県立学校中心と感じる。いじめの多い中学校のほとんどが市町立であり、市町から要請があってから指示や派遣を行うのではなく、市町が孤立しないよう、県の専門家を長期派遣し、資質の向上を積極的に図ってほしい。	いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき策定するものです。このため、この基本方針における対策は、法との関係上、県が所管する県立学校を中心に示すものです。 市町立学校におけるいじめ問題には、市町教育委員会と常に連絡や相談を行い、意思疎通を図りながら対応しており、今後も、市町との間で適切に役割分担し、必要に応じて専門家の派遣を行う等、連携して取り組んでまいります。
22		いじめ事案の相談を内容とするもの	関係する市町教育委員会等と連携し、対応します。
23		いじめ事案の相談を内容とするもの	関係する市町教育委員会等と連携し、対応します。